

海外出張報告書

氏名 岩井直幸	所属庁・官職 東京地方裁判所 判事	出張先 アラブ首長国連邦（ドバイ）、ベルギー（ブリュッセル）、ルクセンブルグ
提出書面 平成 23 年 11 月 18 日付け報告書		
キーワード欄 ・ アラブ首長国連邦（UAE）・ドバイ ・ 第 37 回国際法曹協会（IBA）会議 ・ ベルギー・ブリュッセル ・ ベルギー憲法裁判所 ・ ブリュッセル第一審裁判所 ・ ベルギー破棄院 ・ ベルギー国務院 ・ 先決裁定手続 ・ 重罪院 ・ ルクセンブルグ ・ 欧州司法裁判所 ・ 欧州一般裁判所 ・ 欧州連合公務員裁判所		

平成23年11月18日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

東京地方裁判所判事

岩井直幸

平成23年10月29日から同年11月9日まで、須藤正彦最高裁判所判事の随員として、アラブ首長国連邦（ドバイ）、ベルギー王国（ブリュッセル）及びルクセンブルグ大公国に出張しましたので、下記のとおり報告します。

記

第1 出張日程の概要

秘書課作成「須藤判事出張全体日程（IBA出席等）」記載のとおり。

ただし、後記第3、8のとおり、当初11月1日午後に出席を予定していたセッションを変更し、また、2日午前に予定していたセッションはキャンセルされたため参加できなかった。

第2 出張の概要

今回の出張では、10月30日から11月2日までアラブ首長国連邦（UAE）・ドバイにて第37回国際法曹協会（IBA）総会に参加し、その後、11月3日及び4日にはベルギーで憲法裁判所、第一審裁判所、破産院、国務院を訪問し、さらに、11月7日には欧州司法裁判所、欧州一般裁判所、欧州連合公務員裁判所を訪問した。

第3 アラブ首長国連邦・ドバイでの日程（10月30日から11月2日まで）

第37回国際法曹協会（IBA）総会への参加

1 登録、足木ドバイ総領事との昼食会及び市内視察

(1) 登録

会議が開催されるコンベンションセンター 1 階ホールで登録手続を行った。大変大きなホールで登録手続が行われており、登録者も多くいたが、事前に送られてきていたファースト・トラック・パウシャーのお陰でスムーズに登録を行えた。

(2) 足木総領事との昼食会

欧州風の地区を実現すべく開発を行っているドバイ・マリーナ地区のイタリア料理レストランにおいて会食をしつつ、足木総領事から現地状況についてのブリーフを受けた。アラブ首長国連邦、ドバイ首長国の政治経済の状況、アラブの社会文化について様々な話題が話された。

(3) 市内視察

昼食会の後、在ドバイ日本国総領事館の米澤派遣員同行で市内視察を行った。市内には未来都市的な高層ビルが多く立ち並ぶものの、いくつかのビルについては建設途中の無惨な姿を晒しており、2008年のリーマンショックの翌年に起こったいわゆるドバイショックの影響を感じた。米澤派遣員の説明でも、ドバイの中心的な交通手段となっている都市交通電車（メトロと呼ばれている。）は、鹿島建設、三菱重工など日本の4社によって建設されたが、ドバイ政府からの支払が滞ったため、一時は建設続行困難な状況に陥っていたらしい。もっとも、日本企業はその後無理をして完成までたどり着いたようであり、日本企業の物作りにかける意欲の高さに関心した。

2 IBA総会オープニング・セレモニー

(1) 開会式

午後6時から今次総会の開会式が行われた。ドバイの政府関係者

や各国からの弁護士が総勢2000名近く参加していたのではないかとと思われるような大人数の中で、ドバイ司法大臣、川村IBA会長などによる歓迎の挨拶が行われた。今回のIBA総会への参加者は、総勢では5200人を超える人数となったようである。ドバイ司法大臣によると、ドバイでは海外からの投資を促進するため、効率的かつ低コストの紛争解決を目指しているようであり、ADRセンターやDIFC（ドバイ・インターナショナル・ファイナンシャル・センター）での商事特別裁判所の設置などの工夫がされているようである。また、川村会長のスピーチでも言及があったが、今回の会合は、日本の震災・津波・原発事故や世界中での洪水、地震などの自然災害後、あるいはアラブの春の民主化運動直後の会合となり、さらに中東で初のIBA総会開催となるなど、話題に事欠かない会合となった。関係者にとっても感慨深いものがあったようである。

その後、エルバラダイ元IAEA（国際原子力機関）事務局長がキーノート・スピーチを行った。アラブの春の民主化運動に触れつつ、グローバル化が進む中で政治的・経済的混乱を生じさせないためには、グッド・ガバナンス、アンチ・ダブル・スタンダードといった考え方を浸透させることが必要であり、こうした理念も求めて全世界的に活動を行っているIBAは重要であることを述べた。続いて質問時間が設けられ、会場から多数の質問が寄せられた。拙速な民主化に反対する意見を述べる者、リビアのカダフィ大佐の殺害は人権侵害ではないかと指摘する者、現在の民主化運動が求めているような単なる自由選挙の実現では真の民主化には不十分であるとする者、国連の国際機関による政策実施に疑問を投げかける者、日本の原発事故を踏まえ、全世界的な原子力政策の転換を訴える者など、様々な意見表明、質問が行われた。特に、原子力政策について、エ

ルバラダイ氏は、経済的発展のためにはエネルギーが不可欠であり、発電効率やコストの点からしても、現時点では原子力発電にある程度頼らざるを得ないこと、日本（福島）の原発事故は、40年が経過している旧式原子炉の事故であり、死者が一人も出ておらず、そのことを評価すべきであり、いたずらに原子力政策を非難すべきではないことを述べた。

(2) 歓迎会

開会式の後、午後7時半から、ドバイ市郊外にある野外施設兼レストラン「Al Sahra」に場所を移して歓迎会が行われた。ラクダも飼われ、アラブ風（流民風）の野外施設が設けられ、レーザー光線によるショーや花火も行われるなど、盛大なパーティーが行われた。参加者は各国からの参加者と懇談し、当方も日本からの参加者何人かと顔を会わせることができた。

3 「銀行法—法的意見に関する交渉、法律家はどこまですべきか」のセッション（10月31日午前）

弁護士が依頼者に与える法的意見に関する議論を行うセッションである。会場には100人程度の参加者があった。

上海、ウィーン、米、ロンドン、UAE、エストニアからの弁護士がパネリストとなり、法的意見を依頼者に与える場合や依頼者以外の者がその意見を利用した場合の善管注意義務（Duty of Care）の有無・程度の問題、弁護士が自分を守るためにする責任限定の方策（当該法的意見が前提とする法制度や裁判管轄を明確に限定する条項、当該法的意見から生じる責任を限定的に留保する条項などの挿入）、法律意見を提出する場合の弁護士としての注意（欧州弁護士会（CCBE）の「行動規範」（Code of Conduct）のうちの関連部分の紹介、自分の能力を超える問題については意見を付すことを控えること、しかしながら、

実際に実務を行う上では曖昧な部分が残らざるを得ないことなどが議論された。），依頼者から相談を受ける際の注意点（「依頼者による弁護士の濫用」の問題，依頼者の要望が不明確である場合の対処方法），資本市場における法的意見の活用状況（伝統的に銀行の貸付審査業務や上場の際の規制当局の審査の際に弁護士の法的意見が利用されているらしい。），依頼者と弁護士の間の利益相反問題などが扱われた。

弁護士が依頼者から相談を受けた場合や法律相談の際にどのような意見を述べるかについては様々な難しい問題があるようであり，各国の弁護士も同様の問題について悩んでいることは興味深かった。我が国の弁護士，特に若手の弁護士にとっても参考となるのではないかとと思われる会合であった。

4 「会社及びM&A法－取引の解析」のセッション（10月31日午後）

全世界での最近の企業間の取引，特にM&Aについて具体例を引きながら分析的に企業間取引を検討するセッションである。会場には七、八〇人の参加者があり，オーストラリア，ブラジル，英，ニューヨーク，インドの弁護士がパネリストとなって議論が進められた。パネリストは，企業間取引やM&Aが行われている実情，M&Aに関する各国の法制度などについて具体的取引事例や統計数値を交えつつ報告を行い，その上で，敵対的買収に対する防衛策の例，少数株主の保護その他の問題点が議論された。英におけるM&A規制に関する改革についてパネリストが寸劇風にこれを紹介した点もおもしろかった。

米では，2007年以降多くのM&Aが行われているようで，しかも昨年はM&A案件の25%が国境を越えるもの（「クロス・ボーダー案件」）であり，これが特徴であったようである。また，本年は，

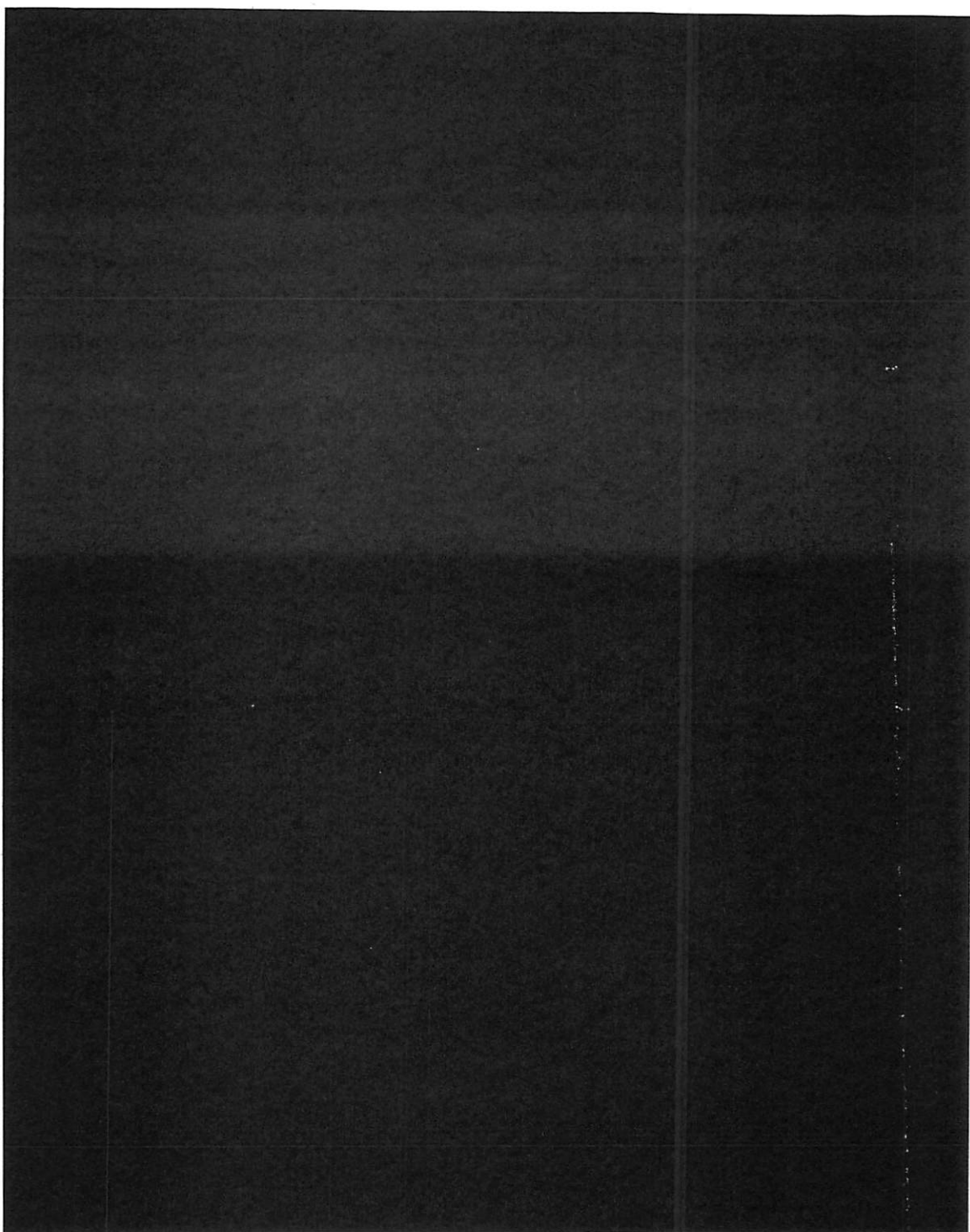
事業の一部を譲渡する、いわゆる「スピン・アウト案件」が多いことが特徴として挙げられた。リーマンショック後の世界経済の停滞の影響で、世界的にみても市場からの資金調達が困難となり、M&Aが加速化された経緯があるとの報告があった。

全体的な印象としては、議論自体は一般的なレベルに止まるもので、特に目新しいものではなく、我が国でも議論されている論点も多かったが、全世界的に流行しているM&Aに携わる弁護士の活動が分かって興味深かった。我が国では一時、敵対的買収の問題がはやったものの、その後下火になったが、このセッションで展開された議論を聞いていると、会社を単に資本の観点からしか考えない我が国の企業風土がそうした我が国の状況を作り出しているのではないかと思い、考えさせられるところがあった。

5 足木総領事主催夕食会（10月31日夜）

総領事公邸において、川村IBA会長を迎えて夕食会が行われた。川村会長、須藤判事、足木総領事の間で、今回のIBAの舞台裏の話、アラブや近隣諸国の政治経済社会状況など、様々な点が話された。

IBA関係について興味深い話を若干記載すると、川村会長は昨年までIBAの副会長を務めていたが、今回会長に選任され（任期は2年）、今次総会は会長になって初めての総会であるとのことであった。今回の総会へは5000人を超える参加者があり、2014年に東京で開催される総会では参加人数も6000人規模になるのではないかと予想しているようである。



さらに、I B A内において初の日本人会長として活動する際の様々な苦労話なども聞くことができ、楽しい夕食会となった。

6 DIFC裁判所法廷見学（11月1日午前）

ドバイのDIFC（ドバイ・インターナショナル・フィナンシャル・センター）裁判所とは、2004年に商業特区であるDIFCに設けられた企業間紛争の解決を主な目的とした商事特別裁判所である。DIFCに属する企業が主に利用することができ、金融業務に関連した紛争、破産手続などを扱うことが多いようである。

見学者二、三〇人が裁判所に到着後、簡単なレセプションがあり、その後、法廷内にて、マイケル・フアン（Michael Hwang）所長（裁判官）から概要について説明があった。それによると、ドバイDIFC裁判所は、ロンドンの商業裁判所を真似て創設されたものであり、コモン・ローの考え方を導入し、手続もイギリスの民事訴訟手続（Civil Procedure Rules。「CPR」と呼ばれている。）を模範にしたものとなっているようである。ドバイの地元の裁判所とは異なり、審理は英語で行われ、外国の企業にとって使い易い裁判手続になっている。英における手続と同様、弁護士費用を含めた訴訟費用を敗訴者に負担させることも可能なようである。早期の紛争解決を促進するため、強制メディエーション¹手続も導入されているとのこと。判決に執行力は認められていないので、強制執行を行う場合には、地元ドバイの裁判所に判決を認可してもらう必要があるとのこと。判決に不服がある場合には、DIFC裁判所内に設けられた控訴部（3人の裁判官により審理される。）に控訴が可能となっている。

当初はDIFCに属している企業しか裁判手続を利用できないとされていたが、今後、DIFCに属さない地元の中小企業も、契約に当該裁判所の利用を明記すれば、利用できるようになるとのこと。2004年の創設以降、同裁判所は400件の事件を扱ってきたとのことである。

¹ メディエーション（Mediation）とは、国によって若干の概念の相違があるものの、概要、民間者主催による調停手続のような紛争解決手段である。

裁判官は契約によって雇われており、任期は3年（所長は5年）である。ドバイの国内法制、裁判手続にも配慮するため、ドバイ出身の裁判官も2名採用されている。

自国内に全く法系の異なる手続による裁判所を創設し、契約によって外国からも裁判官を雇うという考え方が新鮮であり、また、ドバイが、商事事件に力を入れることによって、国の発展に努力していることが興味深かった。

7 アジア太平洋地域フォーラムランチ（11日1日昼）

アジア太平洋地域フォーラム主催によるワーキング・ランチが開催され、150人前後の参加者があった。

司会者による同フォーラムの活動の紹介があった後、ペプシ・コーラ・インターナショナルLtdの首席法律顧問のラニア・リツル（Rania Rizl）女史により、中東におけるビジネスの展開状況、企業内における多様性とリーダーシップ、女性が企業内でリーダーとして働くことに関する意義についての講演が行われた。

また、須藤判事におかれては、このランチの際、宇都宮日弁連会長外日弁連幹部の方々と懇談を行った。

8 「一般人对金融業界（The people vs the financial industry）」のセッション（11月1日午後）

当初、11月1日午後には「会社及びM&A法－共同企業体に関する交渉と終結」のセッションに参加する予定であった。しかし、翌日2日午前に予定され、須藤判事も最も関心を抱いていた「欧州地域フォーラム－金融恐慌の後遺症の中での銀行管理－一定のレベルの管理を行うためにどのような法的手段があり得るか」というセッションが

直前にキャンセルされていた。そこで、昨今の世界的な金融不安に関するIBAでの議論を少しでも傍聴するべく、急遽「人々対金融業界」と題する会合（11月1日午後）に参加することとなった。

このセッションでは、ポーランド、ドバイ、スコットランド、ドイツ、スウェーデン、スイスの弁護士がパネリストとなり、会場参加者二、三〇人とともに、金融業界に対する最近の問題意識に沿って議論した。

まず、パネリストから、最近の金融業界に対して指摘されている問題点とそれに対する正反対の見解二つが示された。そして、会場の意見を窺いつつ、こうした問題を解決するためにどのような方策があり得るかについて議論された。提起された問題は、「銀行職員の収入やボーナスに上限を設定すべきか」、「一定の資本を確保することを要求するか」、「コモディティ取引の規制を強化すべきか」、「金融機関救済のためのファンドを創設し、国民の税金を救済に使わないようにすべきか」、「金融取引税を導入すべきか」、「銀行業務を、伝統的貸付業務を投資業務に分離すべきか」などであった。リーマンショックの経験を生かしつつも、通常の銀行と投資銀行では規制方法が異なるべきではないかなど、興味深い議論が行われた。

パネリスト及び会場の弁護士の意見でも、銀行や証券会社の自由な活動が経済を活性化させる面があることは否めないとしつつも、金融業界に対する厳しい規制は避けられないという雰囲気を感じ取られた。昨今の世界的な金融問題がなかなか解決されないいだちがこのような議論となって顕れているのではないかと思われた。

9 日弁連主催レセプションへの参加

総領事公邸において、日弁連主催レセプションが開催され、欧州、

東アジア各国を中心に多くの参加者があった。具体的には、香港弁護士会、韓国弁護士会、欧州弁護士会（CCBE）、パリ弁護士会、ドイツ連邦弁護士会、英ロー・ソサイエティなどのから会長クラスを含む参加者があった。ただ、当初90人近くの参加者を予定していたが、交通に不慣れなためか、あるいは他にも同時に各国総領事館などでレセプションが多数開催されていたためか（実際、須藤判事及び当方にもパキスタン控訴院裁判官から同日開催のレセプションへの招待がされた。）、最終的な参加者は50人程度に留まっていた。

参加者の間では、なごやかな懇談がされ、須藤判事におかれても、各国の弁護士の多くと懇談をされていた。当職が聞いたところでは、香港弁護士会の会長の話によると、香港では弁護士に占める女性の割合が非常に高くなってきており、6割程度を占めるようになってきているとのこと。特に、若い弁護士の中で女性が占める割合が多く、実務経験3年未満の弁護士の中では、八、九割が女性とのことであり、興味深かった。

第4 ベルギー王国での日程

1 ベルギー憲法裁判所・エティエンヌ・パレマンス（Etienne Paremans）調査官への表敬訪問（11月3日午前）

(1) 王宮近くにあるロワイヤル広場に面した憲法裁判所を訪問した。

まず、憲法裁判所内の法廷に通され、そこで、エティエンヌ・パレマンス調査官からベルギー憲法裁判所の説明を受けた。本來說明を担当する予定だった裁判官（同裁判所長官）は、モスクワで行われる国際会議やナイジェリアで行われる仏語圏の憲法裁判所の長官が集まる国際会議への出張のため、同調査官が代わりに説明することになったとのこと。なお、翌日の破棄院におけるベル裁判官の説

明によると、この出張中の裁判官は、ベル裁判官の■であるらしく、須藤判事にお会いできるのを楽しみにしていたのに、残念がっていたとのことであった。

(2) そして、パレマンス調査官から、憲法裁判所の概要について以下のような説明を受けた。

ア 憲法裁判所は、1970年から始まった一連の制度改革による中央集権国家から連邦国家への移行、言語共同体や地域政府の体制整備に伴い、立法機関が7つ（連邦政府、3つの共同体²、3つの地域政府³）もできたため、その間の権限調整のために1980年に憲法改正により創設された。立法機関間の権限の抵触の例としては、最近の例でいえば、オランダ語共同体において、同共同体内の学校に通う場合には、親は、その子が家庭の中でもオランダ語を使っていることの証明書を提出しなければならないとする政令（デクレ）が制定されたところ、フランス語共同体が、教育関係や言語関係については連邦政府に権限があり、オランダ語共同体にはその権限がないとして、その政令について取消訴訟を提起した例がある。

こうした取消訴訟の提起は、共同体政府や共同体議会のほか、市民も可能であるが、その場合には、強い利害関係を有することの証明が必要である。

このように権限の調整を行ったことから、当裁判所は当初「仲裁院」（arbitrage）との名前と呼ばれていた。その後、扱う仕事の中で権限調整の割合がどんどん小さくなり、現在では全体の事件数の20%を占めているにすぎない。逆に、憲法に規定されている

² 3つの共同体とは、フランス語共同体、オランダ語共同体、ドイツ語共同体のことである。

³ 3つの地域政府とは、フレミッシュ地域、ブラッセル地域、ワロン地域のことである。

基本的自由の尊重に関する事件数がどんどん大きくなってきている。きっかけは、1989年に起こった事件で、通信の秘密に関する事件を憲法10条及び11条で問題にしたことであった。ベルギー憲法はその10条及び11条において法の下での平等の規定を置いているが、1989年以降、当裁判所は、この憲法10条及び11条に加え、欧州人権条約の規定を考慮し、これらを根拠に法律における基本権侵害の有無を判断してきた。こうした流れの中で、2003年には立法府も当裁判所のこのような権限を認め、2007年になって名称も「憲法裁判所」と変更され、憲法上も明記された。

イ 憲法裁判所の裁判官は12人であり、国王によって任命される。そのうちの6人は議員（連邦議会に5年以上在職していた者）から選任され（選任後議員としては失職する。）、残りの6人は法律家（実務家、大学教授）から選任される。議員とはいっても、もともと法律家であった者が多く、さらに法律家である調査官が支援するので、職務を行う上で問題はない。裁判官12人のうち、フランス語及びオランダ語の出身者がそれぞれ半数を占めている。定年は70歳である。長官・副長官は各言語圏からそれぞれ選任され、各言語圏毎に任命期間がもっとも長い者から順に1年間務める慣行になっている。調査官は、フランス語、オランダ語毎にそれぞれ9人、合計18人がおり、事件毎ではなく、各裁判官毎に担当が決まっている。

ウ 審理は通常7名（言語圏毎に4名と3名）の裁判官で行われ、4名の言語圏の裁判官の中から裁判長を選任する。各事件毎にこの裁判官の中から主任裁判官（rapporteur）を選任し、審理には書記官が2名立ち会う。12人全体で審理を行うこともあるが、賛否が同数になった場合には、長官が裁決をする。

エ 憲法裁判所の対象は、政府及び共同体が作るあらゆる法令であり、税金関係の法案についても対象としている。全事件数の2割から3割は税金問題を含む財政関連のものではないか。中でも比較的多いのは、社会保障関連の事件である。

オ 憲法裁判所の判決によって無効とされた法令については、自動的に廃止となり、しかもその判決には遡及効が認められている。その後、過去の清算を司法裁判所において行うこととなる。こうした事態はしばしば混乱をもたらすので、遡及効を制限するなど、無効とする判断の効力を限定する工夫がされている。無効判断がされるのは、全事件の約25から30%の割合である。

なお、大陸法系の裁判所に見られるように、少数意見や反対意見を判決に表示することはしていない。また、先決裁定手続については、破棄院や国務院、司法裁判所などと同様、憲法裁判所の裁判官からこれを求めることが可能であり、審理においても特に別異の取扱いはしていない。

(3) 須藤判事から、ベルギーにおける憲法改正状況について尋ねたところ、同調査官からは以下のような説明があった。

ベルギーでは、憲法改正を行うには、議会で憲法改正に関するリストを作成した上で、議会を解散し、新たに招集された議会でこれを審議することが必要である。議決要件としても、上院下院のそれぞれで議員の3分の2の賛成を必要としている。このような憲法改正手続は容易なものではないという認識があり、今国会でも議論の目玉の一つとして憲法改正手続の容易化、特に解散条項の削除が議論されている。なお、ベルギーでは、日本のように憲法改正の際に国民投票は不要である。憲法改正は、これまで1970年、1980年、1993年、2001年、2007年、2011年にあり、

おそらくは2012年にも行われるであろう。もっとも、国王の役割や上下両院の関係などの基本的な部分についての変更はない。

- (4) 以上の説明がされた後、エティエンヌ・パレマンス調査官の案内で、裁判官の評議室を見学させてもらった。特に最後に案内された部屋は大変豪華な部屋で、かつてダンスホールとして使用されたものであったらしい。

2 横田淳在ベルギー日本国大使主宰昼食会への参加（11月3日昼）

ブリュッセル市内のNonbe Daigaku（のんべえ大学）という日本食レストランにおいて、横田大使主宰による昼食会が行われた。ここへはベルギー国務院アンダーセン（Robert Andersen）院長が参加した。当初の予定では、ステファーン・デ・クレルク（Stefaan De Clerck）司法大臣が参加する予定だったが、所用のため欠席したようである。

食事をしながら、アンダーセン院長と須藤判事、横田大使の間で社会文化面や国務院の業務について多岐にわたる話題が話し合われた。例を挙げると、ベルギーは原子力発電にそのエネルギーの50%を依存しているが、既に2003年に国民投票が行われ、2015年に原子力発電を廃止することが決まっているとのこと。もっとも、ベルギー国民の多くは、その実現可能性を疑問視している。また、ベルギーでは現在移民問題が大きな社会問題となっており、特にイスラム系の移民が多く、ベルギー国内で最も多い名字は「ムハンマド」であるくらいである。移民が多くなった結果、社会保障費が多く支出されるという問題が起こっており、ベルギー国民の排外感情を増長しているらしい。また、ベルギーでは言語問題が機微なものであり、選挙区の割振りについても「芸術的」（アンダーセン院長発言）と断言はいいほど複雑なものとなっており、今国会（昨年からの約490日間新政府が

形成されず、暫定政権が続いており、ギネスにも認定されたとのこと。)でも新政権が樹立されない大きな原因となっているようである。国務院では年間1500件の事件を処理しており、バカンスの時期でも完全休廷とすることはない(ただし、緊急案件以外は審理をしない。)ようである。

和やかな雰囲気では会食が行われ、ベルギーの文化や最近世界を騒がせた話題について話を聞いたのは興味深かった。

3 ベルギー第一審裁判所ルーク・ハナート (Luc Hennart) 長官への表敬訪問 (11月3日午後)

- (1) パレ・ド・ジュスティス内にあるベルギー第一審裁判所を訪問し、ルーク・ハナート長官を表敬した。

同長官は、8年間弁護士を務めた後、1986年に第一審裁判所の裁判官となり(そのうち予審判事として2,3年間勤務)、1992年に控訴院の裁判官となり(主に民事事件を担当。重罪院の裁判官としても2,3年勤務)、2006年に第一審裁判所の長官になったとのこと(所長としての任期は7年)。同長官は、現場感覚を失わないために現在も一部の刑事事件(即決裁判や保釈)を担当し、あるいは同僚裁判官の代替として裁判を行っているとのことである。

なお、ベルギー第一審裁判所には、140人の裁判官と400人の職員がいるようである。

- (2) 同長官からは、以下のような説明を受けた。

ア 須藤判事が関心を持たれた、弁護士の欧州内の自由移動状況については、EU加盟国内では弁護士は自由に移動して業務を行えることが原則とされているが、EU加盟国の中でも法制度に違いがある

ので、共通性があるとして加盟国間で承認されている場合に限って、他の国でも弁護士として活動ができる。

イ 裁判を受ける言語については、ハナート長官から例を示した詳細な説明が行われた。まず、刑事事件の場合には、被告人の使用する言語が原則として法廷での使用言語となる。裁判官は、その言語ができる者が担当することになるが、例えば、フレミッシュ地域では裁判官はオランダ語しか使用しないので、被告人の使用言語が異なり、その言語で裁判を受けることを望む場合には他の地域へ移送されることとなる。ブリュッセル地域ではフランス語とオランダ語の両言語が利用可能なため、被告人の使用言語ができる裁判官が事件を担当する。共同被告人の中で言語が分かれるときは、多数派の被告人の使用言語を基準とし、その他の言語については通訳を利用することとなる。

裁判官の使用する言語は、その裁判官が大学時に取得した学位（ディプロム）の言語を基準とする。ブリュッセル第一審裁判所では140人の裁判官がいるが、そのうちの41人はオランダ語、99人はフランス語を使用する裁判官である。このように両言語の裁判官が存在するのはブリュッセル地域の裁判所のみである。

次に民事事件については、被告の使用言語を優先するが、当事者間の合意で他の言語を利用できる地域へ事件を移送することもできる。

こうした法廷言語の決まりは厳格に守られる必要があり、違反があれば判決が無効になる。通訳人の確保も大変であり、制度化されていないため、各裁判所が通訳人のリストを有し、その中から探している状態である。

ウ ベルギーで裁判官になるためには、ベルギー国民であり、一定

の年齢制限内の者であることが必要である。その上で国王に任命される必要がある。以前は大学を卒業していれば裁判官になり得たが、最近では裁判官になるための試験に合格する必要がある。弁護士になる場合には、4年制大学を卒業後、弁護士会に登録して実習生になって18か月ほど実習を行う必要がある。もっとも、試験を受けるだけで実習を行わなくても弁護士になれる道もある。なお、弁護士としての実務経験が20年以上ある者は、裁判官として採用されることが可能となる。

エ 須藤判事が関心を持たれている重罪院は、陪審員12人と裁判官3名で構成される非常置の裁判体である。裁判官は、控訴院の裁判官1名が裁判長を務め、その余の2名は地裁の裁判官で構成される。現在の実務では、陪審員が有罪無罪を決めた後、職業裁判官が支援してその理由を書き、その後、量刑について陪審員及び裁判官全員で評議をすることになっている。陪審員の中には出来のよい人と悪い人が交ざるが、陪審員一般に見られる「事件を分かろうとする意思」の強さ、あるいは、同じ市民を裁くという意識の下で、自分たちが理解できないことは証明されたとはいえないと厳格に考える点については常々驚かされる。審理期間については、1週間以内で終わるということはまずなく、10日以上かかることが通常で、時には3か月、6か月という長期間を要することもある。

4 ベルギー破棄院ギスライン・ロンダース(Ghislain Londers)院長への表敬訪問(11月4日午前)

- (1) ベルギー破棄院ギスライン・ロンダース院長を表敬した。最初に、同院長から破棄院の活動一般について説明があり、その際には、ポール・マフェイ(Paul Maffei)裁判官及びシルビアン・ベル(Sylv

iane Velu) 裁判官が同席した。なお、当初同席する予定であったクリスチャン・ストーク (Christian Storck) 副院長は、担当している事件の関係で同席することができなかった。ただし、後記の評議室見学中に簡単な挨拶をすることができた。

- (2) 冒頭、同院長から、2007年の堀籠判事に引き続き、須藤判事を迎えることができたことを喜ばしく思い、歓迎するとの言葉があった。同院長とベル裁判官は日本に好意を持っているようであり、毎年行われる日本大使館でのレセプションにも参加しているとのことであった。

続いて、同院長から、破棄院の概要について説明があった。破棄院には30名の裁判官がおり、オランダ語及びフランス語それぞれ15人ずつで構成されている。破棄院は長官、副長官の下に民事、刑事、社会・労働の3つの小法廷に分かれており、各法廷がオランダ語圏及びフランス語圏の2つのセクションに分かれている。各セクション毎に部長が合計6名任命されている。マフェイ裁判官は刑事部オランダ語セクションの部長であり、ベル裁判官は民事部フランス語セクションの部長である。裁判官は部ないしセクション毎に固定されてはおらず、事件毎に流動的に部、セクションに属することになる。

ベルギーにはドイツ語圏があり、例えば、リエージュの裁判所はドイツ語を使用しているが、破棄院にはドイツ語を話す裁判官はいない。原審がドイツ語を使用した事件であった場合でも、破棄院長はこれをフランス語ないしオランダ語で扱うと決める権限がある。もっとも、この場合には、少なくとも一人の裁判官がドイツ語を理解できることが必要で、この裁判官は、ドイツ語からフランス語への通訳の正確性を担保することとなっている。

一つの事件は通常5人の裁判官で審理される。簡単な事件の場合には3人で審理され、事件の効率的な処理のため、このような少人数での審理が活用されてきたようである。ただし、刑事事件については必ず5人で審理される。そして、合議体のうちの一人が主任裁判官(rapporteur)が任命される。破棄院の裁判官になるためには、15年以上法律分野で業務を行い、最後の10年は裁判官であることが必要である。

調査官(référendaire)は、本来の定員は30人であるが、財政難のために15人しか認められておらず、さらにそのうちの4人は出向などの関係で欠員となっているため、現在は11名しかいない。調査官は、大学を出て調査官の試験に合格した者で、法律家(マジストレイト)ではない。調査官は各部、セクション毎に担当が決まっている。一つの事件に複数の調査官が担当となることもある。

このほかに、第一審裁判所ないし控訴院の裁判官が1週間に1日程度破棄院を訪れ、調査業務を手伝っている。調査業務の補助を目的にしているというよりは、これを行う裁判官自身の教育の側面が強い。

また、特徴的なこととして、破棄院は大きな翻訳部署を抱えていることが挙げられよう。

- (3) 引き続き、マフェイ裁判官から、重罪院についての説明があった。重罪院の歴史は古く、フランスに支配されていた1716年から1814年までの間存在し、その後オランダ支配の時代には一旦廃止されたが、1830年のベルギー独立により再び重罪院が復活した。重罪院で裁かれる事件は限定されており、重罪犯罪のほか、プレスによる名誉毀損(刑事事件)、あるいはごく限られた範囲での政治犯(政府、議会に対する意図的侵害行為)が対象とされてい

る。重罪院の審理に参加するのは、裁判官 3 名，陪審員 1 2 名，被告人，検察官，弁護人，予審判事，調査官である。重罪院での手続はすべて口頭で行われ，予審において既に調書化された証言などについても再度証人尋問が行われる。このように非常に重い手続となっているので，審理には時間がかかる。それにもかかわらず近年重罪院で扱う事件が増えており，審理の遅延が問題となっている。

欧州人権裁判所でベルギーの重罪院（陪審制）での判断の理由付けが十分に示されていないと批判されたため，2010年に手続が改正された⁴。現在の手続を概観すると，まず，陪審員のみで有罪無罪の判断を行い，その判断理由の書面を作成するために裁判官が技術的な支援を行い，判決要旨を書くことになる。この判決要旨は法廷で言い渡される。その後，裁判官も加わって量刑に関する評議が行われ，正式な判決書が作成され，最終的な判決言渡しが行われる。法律審である破棄院への上訴の対象となるのは最後の判決である。破棄院は法律審であり，重罪院での事実認定の適否には立ち入らないのが原則であるが，その事実認定を是認することが正義に反するような場合には，判決理由に矛盾があるとか，裁判体が確認したことが判明しないなどの理由を付けて，差し戻すこともある。なお，破棄院の判断においては，少数意見や補足意見は付されることはない。

(4) 次に，ベル裁判官から，破棄院の民事部についての説明があった。まず，事件数に関しては，2010年の新受件数が前年の10%増しとなっており，未済件数も増え，3500件に達しているよう

⁴ 2009年1月13日に欧州人権裁判所で言い渡された *Taxquet v. Belgium* 事件での判決を受け，陪審裁判について評決理由の作成を義務付けるなどの改正を盛り込んだ重罪院改革法が成立し，陪審裁判の手続等を定めた刑事手続法等の改正が行われ，2010年1月11日に公布，同月21日に施行された。

である。こうした近年の事件増を踏まえ、連邦議会も本年1月27日に破棄院における民事訴訟手続の改革法案を採択し、破棄院の裁判官数を既に増やしており、また、破棄院自身も、効率的な処理のために判決書の簡素化などの工夫を重ねてきたとのことである。

破棄院の判決は、原則として下級審の判断を拘束しないが、特殊の例として、再上告に基づく破棄院連合部の判断があると、その時点で控訴院に拘束力を付与することがある⁵。もっとも、そのような事例は稀であり、1969年以来、20件もないのではないか。このような連合部の判断の場合には、11名の裁判官で審理を行うことがある。

司法裁判所と国務院の権限抵触の問題についても破棄院が判断することになっており、そのような事件はしばしば起こり、年に1、2件は見られるとのことであった。

欧州司法裁判所との関係についていえば、破棄院の民事部は、刑事分野と異なり、欧州司法裁判所との間では良好な関係を保っており、特に問題となっているようなことはない。先決裁定手続についても、破棄院はベルギー国内の最終審であるため、既に国内に明確な判例があるとか、あるいは国内法の解釈が明白であるなどの場合を除き、先決裁定を義務的に求めているとのことである。

なお、ベル裁判官の説明の後、須藤判事から、日本の最高裁の構成、審理状況について説明したところ、ベル裁判官は、大変興味を示していた。

⁵ 破棄院は、破棄申立てに理由があると認めた場合には、当該事件を原審と同じ審級の別の裁判所に送付するが、破棄院の判断は当該（別の）裁判所を拘束しない。もっとも、当該（別の）裁判所の判断に対して最初と同じ破棄理由での申立てがあった場合には、破棄院において3つの部の裁判官全員から構成される連合部において判断がされ、当該判断はその事件が差し戻される第3の裁判所を拘束するとされている。

(5) 最後に、説明の後、ベル裁判官自ら、破棄院の大評議室、法廷、評議室などを案内してもらった。大評議室は、毎年9月1日の司法年度の最初における開始式の際に、破棄院の全裁判官、検事総長、弁護士長などの関係者らが集うとのことであった。大変荘厳な造りの部屋であり、印象的だった。

5 ベルギー国務院アンダーセン院長への表敬訪問（11月4日午後）

(1) 国務院 (Conseil D' Etat) は、パレ・ド・ジュスティスや憲法裁判所の建物とは離れた場所にあり、王宮の東の地域にある建物に入っている。この建物は、かつて貴族が建て、その後銀行家が一部を改装し住んでいたが ([REDACTED])

) , 後に国王の住居, カナダ大使館, オランダ大使館, アメリカ大使館としても使用されるようになり, 1995年から国務院が使用している。内装も大変豪華なものであった。その大会議室(かつて舞踏場として使用されていたようであり, 上部に音楽隊用のバルコニーがある。)で, アンダーセン院長, マリー・ローズ・ブラッケ (Marie-Rose BRACKE) 副院長, フィリップ・ブビエ (Philippe BOUVIER) 首席聴聞官 (Auditeur General) , パトリック・ドゥ・ボルフ (Patrick DE WOLF) 次席聴聞官 (Deputy Auditeur General) , マーチン・バケ (Martine BAGUET) 裁判官 (Councillor of the state. 立法部所属) , イムル・コバロブスキー (Imre KOVALOVSKY) 裁判官 (行政訴訟部所属) , ミッシェル・フォコニエ (Michel FAUCONNIER) 事務局長 (Head Secretary) などが参加し, 須藤判事の来訪を歓迎した。意見交換会は午後一杯に及び, 最後にはカクテル・パーティーまで催されるなど, 相当の歓迎ぶりであった。

(2) まず、アンダーセン院長から、意見交換への参加者の紹介があ

り、その後、国務院の概要、特に立法部の概要について説明が行われた。それによると、国務院は、連邦政府や連邦議会によって法案が起草され、国会に提出される直前の段階で審査を行うとのことであった。政府内部の法案作成過程での相談にのることは原則としてない。議員立法も審査するが、政府提出の法案の審査が圧倒的に多いようである。議会内部にも法令審査の部署があるが、公務員によって構成される部署であり、国務院のように法律家（マジストラ）によって構成されるものではない。なお、地方政府の立法に関して国務院は関与しないとのこと。

国務院の裁判官の身分は終身とされているが、70歳の定年制を採っている。裁判官を辞めさせるには懲戒手続（地位剥奪は破棄院による。）や分限手続が必要である。

(3) 引き続き、プビエ首席傍聴官から、国務院の行政訴訟部の活動が説明された。立法部は意見書を作成するが、行政訴訟部は市民と行政の間の紛争について行政行為の取消し、差止め等の判決を下す。議会の立法行為を裁くことはなく、行政行為のみを対象とするが、行政行為によって受けた損害の回復を求めるときは、司法裁判所へ提訴することになる。ベルギーにおける行政訴訟について日本のような不服審判制度は採用されておらず、市民は直接国務院の判断を求めることになる。もっとも、外国人の不法滞在問題や、都市計画の問題については、かつては国務院に提訴されていたものの、事件数が多くなったため、特別の審判所が創設された。その判断に対しては破棄院に上訴することのみが可能となっている。

(4) 次に、ブラック副院長から、国務院の組織や審理についての説明が行われた。国務院は立法部2か部と行政訴訟部5か部に分かれており、それぞれがオランダ語とフランス語のセクションに分かれ

ているので、合計で14のセクションがある。各セクションには3人の裁判官が配置されているので、正規の裁判官数は合計42人であり、この他に院長及び副院長が存在する。現在はこれに加えて8人の裁判官が臨時で増員されている。

国務院の裁判官になるための条件としては、37歳以上であり、大学で法学の学位（ディプロム）を有し、裁判官の経験が10年以上あり、傍聴官や会計監査員などの試験に通っていることが必要である。国務院ないし議会から裁判官の候補者リストが提示され、その中から国王が任命することになる。

このほかに、国務院では、320人の職員、通訳・翻訳者、50人の補助職（法律家でありかつ公務員でもある。）が働いており、合計500名が働いている。

審理は通常3人の裁判官によって行われるが、簡単な行政事件、例えば執行停止などは、一人の裁判官による審理が行われることがよくある。重大な事件については、立法部及び行政訴訟部ともに、フランス語及びオランダ語の両セクションのすべての裁判官によって審理がされる。

行政訴訟部では、取消訴訟と執行停止事件を含め、1年に5000件近い判断が出される。執行停止については通常3、4か月で審理が行われるが、緊急の場合には数日ないしその日のうちに判断が出されることもある。取消訴訟の平均審理期間は約3年であるが、長期未済事件が減ってきたため、平均審理期間も短縮化傾向にある。取消訴訟における取消率は約80%である。

(5) 次に、ドウ・ボルフ次席傍聴官から、傍聴官（Auditeur）の仕事についての説明があった。ドウ・ボルフ次席傍聴官は30年の職歴を有しているようである。傍聴官は、調査によって審理を助ける仕

事であり、裁判官からも独立して職務を行う。国務院には現在80人の傍聴官がいる。傍聴官は、国務院が行う傍聴官試験に合格した者の中から成績優秀者が採用される。傍聴官は、法律家（マジストラ）の一種と考えられており、非常に優秀な方々で、実際に、国務院裁判官（Conseil）の半数は傍聴官出身者であるとのことであった。

立法部との関係では、傍聴官は、政府から法案を受け取り、政府代表者と面談の上、報告書を作成して裁判官に提出することになっている。裁判官は、この報告書を基に評議を行い、意見書を作成する。傍聴官もその評議に立ち会い、投票権まであるらしいが、その意見及び投票は、あくまで諮問的なものと位置づけられているようである。

行政訴訟部との関係では、傍聴官は、訴訟当事者双方に面談し、先例などを調査の上、報告書を作成して裁判官及び当事者双方に提出する。この報告書の中で事案に対する判断及び和解案も提示することができる。当事者双方は、この報告書に反論する書面を提出することができる。これらを基に公開の法廷で裁判官により審理が行われる。裁判官の評議については、傍聴官は立ち会うことを許されていない。なお、傍聴官は、国側に対し、必要な資料の提出を求める権限がある。

- (6) その後、アンダーセン院長自らの先導により院内の見学が行われた。実際の法廷において、須藤判事が裁判長席に、双方裁判官席に説明者であるコバロブスキー裁判官、フォコニエ事務局長が座り、アンダーセン院長は傍聴官の席について、具体的な法廷手続の流れが説明された。その中では、事件の9割は1回の審理で終結するとの説明があった。判決言渡しについては、以前は憲法上公開法廷での言渡しが必要とされていたが、現在では改正され、当事者に判決

を送付すれば足りるとされているらしい。

法廷見学後， 国務院側主催で懇親のための簡単なカクテル・パーティーが設られ， 最後まで大変な歓迎ぶりであった。

第5 ルクセンブルグ大公国での日程

1 欧州司法裁判所ヴァシリオン・スコウリス (Vassilion Skouris) 長官への表敬訪問 (11月7日午前)

(1) 欧州司法裁判所ヴァシリオン・スコウリス長官を表敬した。冒頭， 同長官から， 須藤判事の来訪を歓迎する旨が述べられ， 続いて， 欧州司法裁判所の構成などについて話があった。これによると， 同裁判所には4つの部があり， それぞれの部では通常5人の裁判官から構成される裁判体によって事件の60%が処理されているとのこと。3人の裁判官で構成される裁判体も活用され， これにより30%の事件が処理される。大法廷は15人の裁判官で構成され， 事件数の全体の10%がこれによって処理される。このほかに， 重大問題については27人(27加盟国から1人ずつ)の裁判官全員が参加する「全体法廷」で行われることがあるが， 同長官としては， このような全体法廷では十分な議論ができないこともあり， あまり望ましくないと思っているとのことであった。

(2) また， 須藤判事が興味を有していた先決裁定手続については， 欧州司法裁判所の主要な業務の一つであり， 年間550件から650件受理する事件のうち， その60%を占めているとのことである。欧州司法裁判所に対しては， 個人は極めて限定された条件の下でしか直接提訴することができないため， 個人はまず各国の裁判手続きにおいてEU法の判断を求めることが多い。その結果， この先決裁定手続の案件が増える。同長官の考えによると， 先決裁定を求めるこ

とが多いかどうかは各国の法制度の成熟度によるのであり、たとえば、ドイツは、各分野毎に5つの裁判所があるなど法制度の成熟度が高く、そのために多くの法律問題について欧州司法裁判所に先決裁定を求めるとのことである。最近の傾向としては、2004年から2007年にかけて新しく12か国がEUに加盟したため、それらの国からの問題提起が増えているとのことである。

- (3) 須藤判事から、欧州司法裁判所の判決においては少数意見を明示するかと質問したところ、少数意見を示すかについては熱い議論がされているが、現在のところ、そのようなことはしていないとのことであった。欧州、特に大陸法系の国の国内裁判所では、伝統的に少数意見を明示せず、欧州人権裁判所では最近になって少数意見を明示するようになったが、同長官としては、そのようなことはしないほうがよいと思っているようである。その理由は、欧州司法裁判所は、加盟国各国すべてにおいて適用されるべき法を示す役割があり、その判断に多数意見と少数意見があることを示すと、各国の国内法制において欧州司法裁判所の判断を実施する際に混乱が生じるからということだそうである。

2 欧州一般裁判所マーク・イエーガー長官への表敬訪問（11月7日午前）

- (1) 欧州一般裁判所マーク・イエーガー長官への表敬訪問を行った。

欧州一般裁判所は、1989年に創設された欧州第一審裁判所が、2009年12月1日のリスボン条約発効により名称変更されたものである。

- (2) イエーガー長官からは、欧州一般裁判所の概要について、以下のような説明がされた。

ア 裁判官は各国から1名ずつ合計27名が選ばれており、裁判体は通常3人で構成され、その他に法務官(Avocat Général)がアドホックに任命されることがある。もっとも、法務官が任命されたのは、欧州一般裁判所(前身の欧州第一審裁判所を含む。)の20年の歴史の中で3, 4回しかない。裁判官の任期は6年であり、再任が何度でも可能である。その身分保障は強力で、一人の裁判官を辞めさせるには、長官とその他の裁判官全員の同意が必要であり、27か国もあるので、裁判官を辞めさせるのは相当困難である。もちろん、裁判官の任命についても27か国すべての同意が必要であるが、これまで各国が立てた候補者が拒否された例はない。

イ 審理は8つの公開法廷で行われる。例外的に非公開で行われることもあるが、20年間の歴史の中で2, 3回程度しか行われていない。審理においては、弁論や証人尋問など、国内裁判所で行われるのと同様の手続が行われる。1事件について1回で結審となることが多い。具体的な手続の流れとしては、まず、当事者双方の意見陳述時間がそれぞれ10分から15分程度行われ、その後、裁判官から当事者に対して質問が行われる。裁判官は、審理に望む前に事件記録を詳細に検討し、他の裁判官とも評議をしているので、質問される内容も厳しいものになっているとのことである。

ウ 統計数値については、事件の受理件数等は、本年11月4日現在で、新受件数が598件、終局件数が589件、未済件数が1309件である。2010年には340件についての判断が欧州一般裁判所でされたところ、そのうちの29%に当たる98件について上訴がされている。欧州司法裁判所によって欧州一般裁判所の判断が全部ないし一部取り消されたものは、上訴された事件のうちの16%である。2010年における個人による申立ては512件あり、

そのうちの411件が終局となっている。EU加盟国による欧州委員会の決定に対する不服申立ては2010年には39件あり、23件が終局となっている。商標に関する事件は2010年に207件の新受件数があり、180件が終局となっている。欧州連合公務員裁判所との関係では、2010年において、同裁判所創設前の公務員関係事件が24件残っており、また、同裁判所に対する欧州一般裁判所への上訴は同年に99件あった。

これらの数字を見ると、事件数は増加しているといえる。これは、EUの権限が年々広げられていることが原因であろう。実感も踏まえると、事件類型で多いのは、商標に関する事件（全事件数の3分の1程度）、カルテルやM&Aなどの競争法に関する事件（全事件数の3分の1程度）であり、このほか、最近多くなっているのは、資金凍結解除の事件である。アラブの春の民主化運動の後、国連がEUに対してコート・ジボワール、チュニジア、モロッコ、セネガル、ロシア、アゼルバイジャンなどの国の資産についてテロ関連の資産であるとして凍結を依頼しており、これを欧州委員会が実行したので、凍結を解除する申立てが増えている。現在100件程度（全事件の20%程度）の事件が係属している。

欧州一般裁判所の平均の審理期間は19か月ないし20か月のようであり、上訴された場合には欧州司法裁判所でさらに10か月から14か月がかかっているようである。

エ 先決裁定手続については、EU法を形成する条約には、欧州一般裁判所も先決裁定を行う権限があると記されているが、現実には、全く行われておらず、欧州司法裁判所にばかり先決裁定が求められている。その理由としては2つのことが考えられ、一つは、条約においては、事案毎に欧州司法裁判所ないし欧州一般裁判所のどちら

に提訴すべきなのかがわかりにくいことがあり、もう一つは、各国裁判所は、先決裁定を得るまでに事件の進行を停止しているので、上訴の可能性がある（時間が長くかかる可能性のある）欧州一般裁判所への提訴を避ける傾向があるためだと思われる。

3 欧州連合公務員裁判所ショーン・ファン・ラッペンブッシュ (Sean Van Raepenbusch) 長官への表敬訪問 (11月7日午前)

(1) 欧州連合公務員裁判所ショーン・ファン・ラッペンブッシュ長官への表敬訪問を行った。同長官は、2005年の欧州連合公務員裁判所発足当初から裁判官を務めている方であり、本年10月7日に長官として選任された。なお、前任の初代長官であるポール・J・マホーニー (Paul J. Mahoney) 長官は、以前ストラスブールの欧州人権裁判所の書記長を務めた方であり、当職がストラスブール総領事館に領事として勤務していた際に懇意にいただいた方である。今回お会いできなかったのは残念であったが、今回の訪問に縁を感じるところがあった。

(2) ラッペンブッシュ長官からは、以下の説明がされた。

ア 1952年の欧州共同体創設以来、機関内部の労働紛争、人事問題を解決するために欧州司法裁判所が利用された。共同体内部の問題であるため、労働者（共同体の公務員）は、国内裁判所に訴えることができないためである。もっとも、その事件数が非常に多くなったため、1989年に共同体内の裁判所組織を一新した際、欧州司法裁判所の負担を軽減するため、欧州第一審裁判所を創設し、ここが共同体の公務員紛争を担当することになった。その後、欧州第一審裁判所でも同様の問題、つまり、公務員紛争の事件処理の負担が重くなってきたため、同様の構造的解決を図ることとなり、2

005年にこの欧州連合公務員裁判所が創設された。

イ 欧州連合公務員裁判所では、公務員の紛争のすべて、例えば、採用、懲戒解雇、給与、社会保障、病氣療養、公務員の死亡後の遺産相続などに関する紛争といった、公務員の共同体内部での生活に関わるすべての事件を扱っている。訴えはすべて個人が行うことになっており、労働組合がこれを代わってすることはできない。

事件の全体的傾向としては、最近では、共同体内の契約社員の事件が増え、解雇や契約不更新の問題が多くなっている。逆に、正規の公務員の事件は減っている。労働者同士の紛争も増えてきており、法律の形式的な適用により解決することが難しい事件も多く、和解などが適する事件が多くなっている。

ウ 裁判所の構成については、欧州公務員裁判所の裁判官はEU加盟国27か国から選ばれる7名の裁判官から構成されている。裁判官の任命委員会が設置されており、ここで候補者14名をリスト化し、この中から、各国政府がEU加盟国の地域バランス、国の大小のバランス、法体系のバランスを考慮して7名の裁判官を選任する。2005年に欧州公務員裁判所が創設された際には、英、仏、独、ポーランド、ギリシャ、ベルギーの裁判官が選任された。英、仏、独は大国、その他は小国であり、北欧の国（ポーランド）、南欧の国（ギリシャ）、中欧の国（ベルギー）となっている。裁判官の任期は6年であり、現在の構成は、スペイン、アイルランド、オランダ、イタリア、独、ベルギー、ポーランドである。

エ 審理は、通常3人の裁判官で行われている。難しい事件については、7人全員で審理を行うことがあり、逆に、簡単な事件については、一人の裁判官が審理を行うこともある。

各裁判官には調査官（司法官ではない。）が一人ずつ付されている。

るが、審議には参加しない。

オ 欧州人権条約 (European Convention of Human Rights) や欧州人権裁判所 (European Court of Human Rights) との関係についていえば、EUの公務員はすべて欧州人権条約を尊重する義務を負っているが、EUは欧州人権条約を批准していないため、EUの公務員がEU内での扱いについて欧州人権条約違反を理由にストラスブールの欧州人権裁判所に提訴することはできない。欧州人権裁判所がEUをコントロールできるように、EUが欧州人権条約を批准すべきであるという議論が実際にある。

- (3) この後、ラッペンブッシュ長官の案内により法廷見学を行った。シンプルな造りの法廷であり、欧州連合公務員裁判所の真新しさを感じるものであった。

4 末綱隆在ルクセンブルク日本国大使主宰昼食会

末綱大使公邸において、昼食会が開催された。先方参加者は、午前中に表敬を行った欧州一般裁判所マーク・イエーガー長官のほか、マーティン・ルエ (Martin LOER) 欧州裁判所儀典長、ジョゼフ・アジジ (Josef AZIZI) 欧州一般裁判所裁判官、ジャン・ジャック・カゼル (Jean-Jacques KASEL) 欧州司法裁判所裁判官が参加した。

ルエ儀典長 (独出身) は、最近まで独大統領の秘書官をしていた方で、

簡単な日本語を操り、

日本に対して親近感を有していることがよく分かった。学者出身であるアジジ裁判官 (オーストリア出身) も、最近まで何回も東大で講義を行っていたようであり、簡単な日本語を理解するなど、やはり親日的な雰囲気を感じる方であった。カゼル裁判官 (ルクセンブルグ出身) は、外

交官出身者であり、ルクセンブルグのEU代大使、ギリシャ大使、NATO大使などを務めたこともある方で、今回も豊富な話題を提供してくださった。

話題は多岐にわたり、例えば、独仏の国境に近いルクセンブルグのシェンゲン村（欧州域内の人の自由移動を認めたシェンゲン協定で有名。）において、ビクトル・ユゴーが廃墟の窓から女性を見た際のやりとり話（その廃墟を描いたラベルを貼った地元ワイン（ピノ・グリ）が昼食会で提供された。）や、日本における地震・津波・原発事故災害に関連する話、ICJの小和田判事の再任に向けた日本外務省の準備状況などが話された。先方参加者からは、日本における死刑制度存続の問題、あるいは日本における政教分離の状況などについての質問もあり、須藤判事及び末綱大使から適宜日本の状況が説明された。

先方は、いずれも日本に対する親近感を抱いている様子で、今回の須藤判事の訪問を欧州司法裁判所側としても大変光栄に思っていると述べられるなど、なごやかな雰囲気では食が行われた。

以 上